

東広島市監査公表第2号

令和6年7月3日に受理した住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）（以下「法」という。）第242条第5項の規定に基づく監査を実施したので、同項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年8月21日

東広島市監査委員	重 河 格
同	五 丁 和 夫
同	坂 元 百 合 子

第1 請求の受付

1 請求人

住所

氏名

2 請求の受理

令和6年6月24日に提出された法第242条第1項の規定による住民監査請求は、所定の要件を具備しているものと認め、令和6年7月3日にこれを受理した。

3 請求の要旨及び理由

令和6年6月24日に提出された東広島市職員措置請求書（以下「本件請求」という。）から、請求の要旨及び理由等を次のように要約した。

(1) 請求の要旨

東広島市（以下「市」という。）は、御建公園用地とするため、宗教法人御建神社（以下「神社」という。）が所有する土地を賃貸借契約（以下「賃貸借契約」という。）により賃借している。また、御建公園の維持管理を行うため、公益社団法人東広島市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）と清掃作業等の業務委託契約（以下「清掃契約」という。）を行っている。

上記2つの契約において、次の不当等行為が行われている。

以降の①から⑥は本件請求原文のまま記載する。

- ① 契約書がありながら、口頭で契約内容を変えている。
- ② この口頭内容について、事実を書面にしていない。情報共有を拒否しているのは、隠蔽と判断するしかない。

- ③ 公園利用者専用の敷地を御建神社の駐車場として提供している。
- ④ 現在、支払いは変更していない。
- ⑤ 今後も支払いは変更しないと明言している。
- ⑥ 市の設置した看板は不明確な看板であり、間違っている。看板とホームページは変更する。

①から⑥の行為に対し、下記（４）講ずるべき措置に記載のと通りの措置を講じることを市長に求める。

（２）請求の理由

市は賃貸借契約して賃借した土地を神社に不当に使用されているにもかかわらず、賃貸借契約及び清掃契約どおりの支払処理を行っていることから、不要な支払いにより損害を受けている。

（３）市の損害（違法または不当に支出された額）

- ① 不当に占拠される南側駐車場 7 台分の土地賃借料（全体 21 台 割合 1/3）
南側駐車場の借地面積の $1/3 \times \text{㎡}$ 単価
- ② ①に係る参道の借地面積の $1/3 \times \text{㎡}$ 単価
- ③ 上記損害①、②に係る面積分のシルバー人材センターへの御建公園維持管理業務委託料
- ④ 公園利用者が近隣の有料駐車場を有料で借りた金額（市が負担することを想定）
 $7 \text{ 台} \times 600 \text{ 円/日} \times 16 \text{ ヲ月} \text{（} 2023.04 \sim 2024.07 \text{）} = 2,041,200 \text{ 円}$

（４）講ずるべき措置

- ① 職員 都市部都市整備課長の懲戒解雇
- ② 賃貸借契約の解約及び契約内容の全面見直し。御建公園の定義の見直し。
- ③ 清掃契約の解約

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求及び事実証明書から判断して、賃貸借契約及び清掃契約により支払われた賃借料等が違法または不当な公金の支出であるかを監査の対象とした。

2 監査対象部課

都市部都市整備課

3 現地調査

令和 6 年 7 月 9 日、監査委員事務局も同行し御建公園及び神社の現地調査を行った。

4 事実関係の確認

関係課に照会し、次の事項について確認した。

(1) 御建公園（都市公園）の指定について

昭和 55 年 5 月 10 日 一部供用開始

(2) 賃貸借契約について

始期 昭和 54 年 11 月 2 日

本件請求日を基準とした 1 年以内の賃借料の支出の状況は次表のとおりである。

会計年度	対 象	支払日	支出済額
令和 5 年度	中途請求分	令和 5 年 10 月 17 日	4,420,000 円
	残額	令和 6 年 3 月 27 日	4,427,000 円
合計			8,847,000 円

(3) 清掃契約について

本件請求日を基準とした 1 年以内の委託料の支出の状況は次表のとおりである。

会計年度	対象月	支払日	支出済額
令和 5 年度	5 月分	令和 5 年 7 月 10 日	4,603,000 円
	6 月分	令和 5 年 8 月 9 日	4,603,000 円
	7 月分	令和 5 年 9 月 1 日	4,603,000 円
	8 月分	令和 5 年 10 月 12 日	4,603,000 円
	9 月分	令和 5 年 11 月 7 日	4,603,000 円
	10 月分	令和 5 年 12 月 7 日	4,603,000 円
	11 月分	令和 6 年 1 月 10 日	4,603,000 円
	12 月分	令和 6 年 1 月 26 日	4,603,000 円
	1 月分	令和 6 年 3 月 12 日	4,603,000 円
	2 月分	令和 6 年 4 月 4 日	4,603,000 円
	3 月分	令和 6 年 5 月 9 日	9,180,411 円
令和 6 年度	4 月分	令和 6 年 6 月 13 日	4,866,000 円
合計			60,076,411 円

※上表支出済額は、神社以外の履行場所を含む金額である。

5 請求人からの書類の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人に対し、令和 6 年 7 月 17 日に陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。

請求人からの陳述の要旨は次のとおりであった。

市と神社が賃貸借契約書の契約内容に反し、御建公園駐車場を神社が参拝者駐車場として使用できるよう口頭で内容を変更していることは、大きな問題だと思っている。

また、書面にせず口約束で行っている行為には何か理由があると思っており、例えば何らかのメリットを享受するためにこのような行為が行われているのではないかと疑っている。

このことから、契約書については一旦解約すべきであり、清掃契約についても、一旦やめる

べきだと思う。

なお、これらの陳述に関する新たな証拠の提出はなかった。

6 対象部課からの書類の提出及び陳述

法第 242 条第 8 項の規定に基づき、対象課である都市部都市整備課に対し 7 月 17 日に陳述の聴き取りを行なった。また、対象課の見解及び本件請求に係る資料の提出を求めた。

対象部課の陳述の要旨は次のとおりであった。

本件請求内容にある、市が賃貸借契約している公園駐車場を常に公園利用者が使えるようにしておくべきであるという指摘については認めている。

これまで神社が公園駐車場の一部を参拝者用駐車場として使用する頻度は、そこまで高くないという認識であった。しかし、この度実情を確認したところ、土・日曜日においては多くの参拝者が利用しており、公園利用者の利用に支障を来している実態も確認できた。このことから現在、当該賃貸借契約の変更契約の事務を進めており、参拝者用駐車場として使用する部分について区画線等で明確に区分し、その部分は契約対象から除く予定である。また、看板や HP も必要に応じて訂正する予定である。

なお、都市整備課から弁明書及び弁明の裏付け資料等が提出された。

第 3 監査の結果

法第 242 条第 5 項の規定に基づき、監査委員の合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、一部理由があることを認める。

以下、事実関係の確認及び監査対象事項に対する判断について述べる。

1 監査委員の判断

請求人が主張する次の事項に対して、監査委員の判断は次のとおりである。

(1) 「契約書がありながら、口頭で契約内容を変えている」について

本件土地は、所有者である神社と市が昭和 54 年に賃貸借契約を締結し、御建公園用地として市が管理している。同契約書第 3 条では、「市は、本件土地を御建公園（以下「公園」という。）の用のためにのみ使用し、それ以外の用途に使用してはならない。」と規定している。請求人は、この第 3 条に規定する公園の用途を口頭により変えていると主張している。

この点について都市整備課に確認したところ、本公園の南側駐車場について、神社側から祭事等で必要な場合に駐車場を利用させてもらえないかという申し出があり、それに対して、公園と神社の利用状況に合わせて共同で使用することを神社と口頭で申し合わせている。そのため、行事等で必要となる台数分について、駐車場に神社専用にコーンを置く場合があるとのことであった。

この申し合わせが、いつ頃されたかの記録等は確認できなかったが、現在に至るまでの相応の期間、公園利用と神社利用を共同で使用することを引き継いできており、この点、請求

人の主張は理由があるものと判断する。

(2) 「この口頭内容について、事実を書面にしていない」について

上記(1)のとおり、南側駐車場を公園と神社の利用状況に合わせて共同で使用するのを口頭で申し合わせているが、都市整備課によると、この申し合わせは口頭により行われたものが現在まで引き継がれており、書面等で記録しているものは無いとのことから、請求人の主張のとおり書面にしているものは存在しないものと判断する。

(3) 「公園利用者専用の敷地を御建神社の駐車場として提供している」について

南側駐車場には 21 台分の駐車スペースが確保されているが、請求人は、その駐車場の一部を神社の駐車場として提供していると主張している。

この点について都市整備課に確認したところ、前述のとおり、神社との申し合わせにより、公園と神社の利用状況に合わせて南側駐車場を共同で使用する事としており、そのため、行事等で必要となる台数分について、駐車場に神社専用コーンを置く場合があるとのことであった。

令和 6 年 7 月 9 日に現地調査をしたところ、2 台分の駐車スペースについて、「神社参拝者駐車場所」と貼られたカラーコーンが設置されていた。また、この 2 台以外にも駐車スペースの枠外にカラーコーンが置かれており、一見すると駐車場の一部が神社専用の駐車場として確保されているように見受けられる状況であった。

あくまで必要時に一時的に利用するものとしてコーンを置く場合もあるとのことであったが、南側駐車場は、こうした状況が常態化しているものと推測され、この点、請求人の主張は一定の理由があるものと判断する。

(4) 「現在、支払いは変更していない」について

本件土地に係る賃借料は、契約書第 4 条において算出することとされており、借地面積等の変更もされていないことから賃借料は変更されていない。

(5) 「今後も支払いは変更しないと明言している」について

上記(4)のとおり、賃借料は変更されていないが、令和 6 年 7 月 17 日での都市整備課の陳述では、今後、神社利用の駐車場として使用する区分を明確化し、現在の賃貸借契約を変更することを検討しており、借地面積が変更となる場合には、賃借料についても変更することとすることで、この点、今後、賃借料が変更となる可能性はあるものと判断する。また、その場合には、シルバー人材センターとの清掃契約についても再検証する必要があるものと判断する。

(6) 「市の設置した看板は不明確な看板で間違っている。看板とホームページは変更する」について

南側駐車場には、同駐車場入口及び敷地内に「御建公園駐車場」または「公園利用者以外駐車禁止」と書かれた看板が設置され、公園利用のための駐車場であると表記されているが、神社利用として使用する場合は旨の表記はない。また、市のホームページでは南側駐車場 21 台は神社駐車場と案内されているなど、この点、看板が不明確で間違っているとする

請求人の主張は理由があるものと判断する。

なお、令和6年7月17日での都市整備課の陳述では、現在、検討している変更契約が終了した段階で、看板並びにホームページの内容を変更するとのことであった。

2 結論

以上の判断により、本件請求については、一部理由があると認め、地方自治法第242条第5項の規定に基づき、市長に対し次のとおり勧告する。

神社と賃貸借契約をしている御建公園について、利用実態に即して公園用地としての区域を明確にし、公園用地以外の用途として利用されている部分については、合理的、客観的な算出方法により借地面積から除外し、変更契約を行うこと。

併せて、公園用地としての借地面積が変更となる場合には、シルバー人材センターとの清掃契約についても、その範囲の見直しを行うこと。

以上の事項について、地方自治法第242条第9号の規定に基づき、必要な措置を60日以内に講ずるとともに、その内容を監査委員に通知すること。

なお、請求人の求める職員の処分に関する措置については、請求人が意見陳述の中で主張する事項について事実関係を証明する証拠書類等はなく、その根拠が明確ではないので、棄却とする。

3 意見

監査の結果は以上であるが、以下のとおり市長へ意見を申し添える。

御建公園内には、多くの石碑や記念碑等も設置されているが、都市公園として地域の文化や歴史を伝承、発信していくことも大切な役割の一つであると考える。

一方で、公園用地としての利用のあり方については、市民に誤解や疑念を抱かれることのないよう、必要に応じて神社と協議、検証しながら、引き続き用途に即した適切な維持、管理に努めていただきたい。